

しえんたいしょうしゃ
★支援対象者

※ 以下の条件に当てはまる方です。

- ① 杉並区に在住している方
- ② 障害があると診断された方
障害者手帳はお持ちでなくても、
相談に応じています。
- ③ 働きたいとお考えの方 または
働き続けたいとお考えの方

◇ 特別支援学校などの在校生
学校と連携しながら支援を進めます。

りようりょう
★利用料

無料でご利用できます。

障害福祉サービスの就労移行支援を利用する時は利用料がかかることがあります。

りようきげん
★利用期限

利用期限はありません。

利用の継続をご希望されない場合は、お申し出により継続されません。

障害福祉サービスの就労移行支援の利用期間は最長2年間となっています。

▶ワークサポート杉並の基本理念

私たちは障害者が働くことを通じて自立し、安心して生活することができる地域づくりに貢献します。

▶ワークサポート杉並の3つの目標

- 地域の中で障害者就労支援のための環境づくりを進めます。
- 施設、学校からの就職に向けた取り組みを支援します。
- 障害者一人ひとりに適した、オーダーメイドの就労支援を実施します。

すぎなみ あんない
ワークサポート杉並のご案内



〒168-0072
すぎなみくたかいどひがし
杉並区高井戸東 4-10-26

TEL 03-5346-3250

FAX 03-5346-3253

w.s@sugi-jigyodan.or.jp

日中の相談 (月)~(金) 9:00~17:00

夜間の相談 毎週(木) 17:00~19:00

土曜相談 毎月第2(土) 9:00~16:00

(令和6年度から開始)



交通機関

●荻窪駅から
荻窪駅南口3・4番のりばから五日市街道営業所行き、戸花公園駅行き、北野行きバスに乗り、「柳」下車徒歩2分

●高井戸駅から
高井戸駅バス停から荻窪行きバスに乗り、「柳」下車徒歩2分
または高井戸駅から徒歩15分

●吉祥寺駅から
吉祥寺駅北口6番のりばから中野駅行きのバスに乗り、「柳」下車徒歩2分

●中野駅から
中野駅南口5番のりばから吉祥寺駅行きのバスに乗り、「柳」下車徒歩2分

2024年9月作成

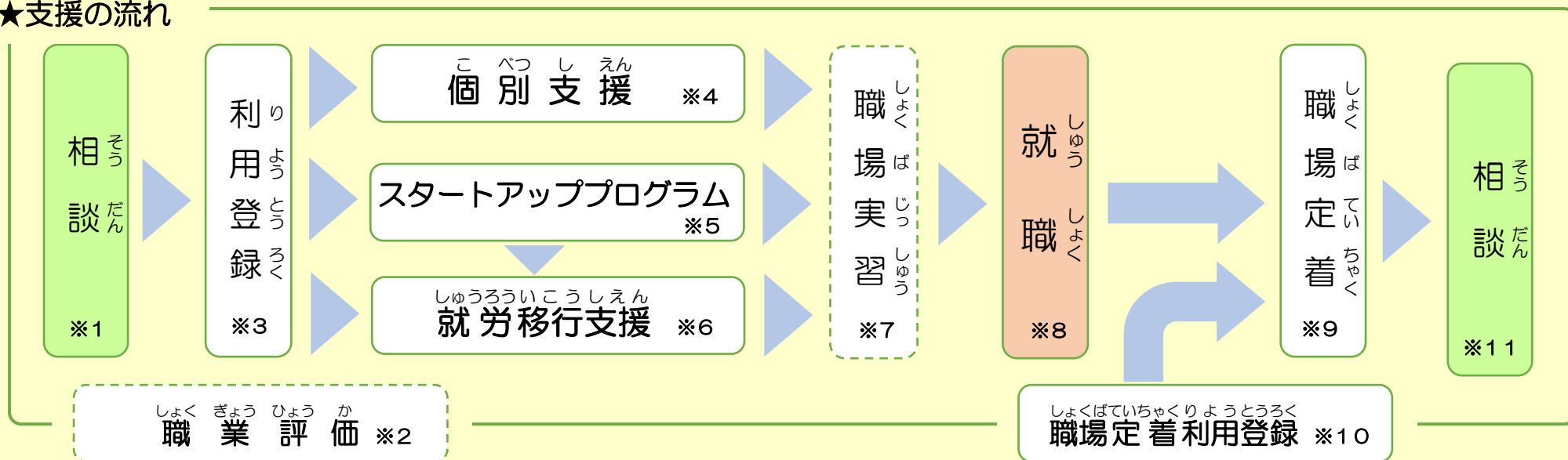
WORK SUPPORT SUGINAMI
ワークサポート杉並

はたら「働く」を
サポートします



ワークサポート杉並は、杉並区が出資して
設立した公益財団法人で、杉並区障害者
雇用支援事業団の通称です。
区市町村障害者就労支援事業を杉並区
から受託して実施しています。
杉並区独自の事業であるスタートアップ
プログラムも実施しています。
また、障害者総合支援法に基づく就労
移行支援事業所「杉並区障害者雇用支援
センター」を開設しています。

しえん なが
★支援の流れ



- ※1 相談；来所によるご相談は事前に電話などで予約をお願いしています。
- ※2 職業評価；ご自身の適性を確認するために職業評価を受けることができます。
- ※3 利用登録；利用登録の時は、以下の書類を用意していただきます。
障害者手帳のコピー、履歴書のコピー、お薬手帳のコピー、主治医の意見書のコピー（精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のみ）など
- ※4 個別支援；ハローワークでの求人検索同行や履歴書等の確認、面接同行など支援を行います。職業紹介はハローワークが行います。
- ※5 スタートアッププログラム；週2～3日通所して、障害福祉サービスの就労移行支援への通所や週10時間以上勤務の就職などを旨とする訓練を受けます。利用期間は基本6か月です。《詳細は別途パンフレット》
- ※6 就労移行支援；障害福祉サービスの就労移行支援事業所「杉並区障害者雇用支援センター」に通所して、ビジネスマナーや基本的なパソコンスキルなどを身につけて、職業準備性を高めます。利用期間は最長2年間で、就労定着支援も実施しています。《詳細は別途パンフレット》

- ※7 職場実習；職場の様子や業務の内容を確認することができます。また、採用を前提としない職場実習を実施しています。職場実習を体験することで、働くイメージをつかむことができます。
- ※8 就職；就職時に同行して雇用契約の内容確認の支援を受けることができます。
- ※9 職場定着；就職後も電話相談や面談、または職場訪問などを行い、安定して長く働き続けられるよう支援を受けることができます。
- ※10 職場定着利用登録；すでに就職している方が利用登録をすることで、職場定着の支援を受けることができます。
- ※11 相談；転職や離職の場合も相談に応じています。

よ か かつ どう し え ん
余暇活動支援



働いている方々が集まる交流会などの余暇活動の場で、情報共有をしたり、ゲームをして楽しんだり、ビジネスマナーを勉強したりしています。

☆企業の方へ

障害者雇用についてお気軽にご連絡、ご質問、ご相談ください。
新たに採用を予定している方の雇用開始から今働いている方の雇用継続まで幅広く対応いたします。
採用後は、支援者が定期的に職場を訪問し、定着支援をいたします。（訪問頻度は、それぞれの障害のある方の障害状況や職場環境などにより異なりますので、ご相談ください。）
採用を前提としない職場実習の支援もしています。
職場実習では、障害のある方の業務スキルを確認することができます。